

○減免対象の適用範囲

障がいの区分		障害の級別					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害							
聴覚障害							
平衡機能障害							
音声機能又は言語機能の障害				※			
上肢不自由							
下肢不自由							
体幹不自由							
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能						
	移動機能						
心臓機能障害							
じん臓機能障害							
呼吸機能障害							
ぼうこう又は直腸機能障害							
小腸機能障害							
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫							
肝臓機能障害							
精神障害							
知的障害(療育手帳)		A判定のみ					

※ 喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限りです。

(身体障害者手帳に喉頭摘出による福祉事務所長又は総合振興局長等の証明書を添付してください。)

が該当する範囲

(注意)

二つ以上の障がいの区分に重複して障がいを持つ方は、個々の障がいの区分についていずれかがの等級に該当することが必要です。

※生活保護も該当となる

○減免対象となる軽自動車の範囲

身体障害者の場合	所有者	身体障害者本人		○
		身体障害者と生計を一にする者	身体障害者が18歳未満の場合	○
				身体障害者が18歳以上の場合

精神障害者の場合	所有者	精神障害者本人		○
		精神障害者と生計を一にする者		○